

### 第3回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会

開催日時	令和7年7月1日 午後1時00分
出席議員	委員長：武道 修司 副委員長：宗 裕 委員：工藤 久司 委員：田原 宗憲 委員：池亀 豊 委員：吉元 健人
事務局職員	局長：桑野 智 係長：瀬戸 美里

午後1時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。定足数に達していますので、第3回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会をいたします。

前回、前々回というか、3回目になりますが、1回目は役員等の構成、メンバーの構成等で第1回目。第2回目は、この会の運営上の確認等、スケジュール等のお話をさせていただいて、実質的本日から調査に入るとい形になりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

前回お話ししたようにスケジュールについては、膨大な資料になりますんで、9月末をめどにということですが、実質的には12月までには遅くともということを進めていきたいというふうに思いますんで、委員の皆さんには大変御苦勞をおかけするとは思いますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、本日は傍聴に来られている方がおられますので、特に個人情報の関係等気をつけて発言をしていただければというふうに思いますんで、よろしくお願いをいたします。

それでは早速、調査事項についての内容に入っていきたいと思います。

2番目に調査についてということで、本日は、先日会議の中で決めました上下水道課についてということを進めていきたいと思います。全体にまたがっていますんで、ほかの課についてはおおい進めていきたいと思います。本日の調査については、まず上下水道課からということで、申合せどおり本日の議題とさせていただきたいと思います。

まず最初に、本日の上下水道課下水道係の開示請求の資料のまとめということで、宗議員のほうから資料を作成をしていただいていますんで、宗議員のほうからまず資料の説明をお願いをしたいというふうに思います。宗議員。

○副委員長（宗 裕君） 私のほうから、まず本日の配付資料の中身について説明させていただきます。今回の調査は、そもそも吉元議員が個人で行った情報開示請求、私も一応見せていただきましたが、500ページ以上、1,000ページ近く、ちょっと私も全部はまだ目を通していないんで総数が幾らあるか分からないんですけど、数百ページの情報開示資料から始まったこととございます。それであまりにも資料が膨大なんで、内容の把握、我々もできておりませんし、どこから手をつけていいのか分からない、どういう点を調査の着目点にすればいいのかも分からないというのが初回の現状でしたので、今委員長がおっしゃったように、まず上下水道課の内容から見ていこうということで、上下水道課の資料に絞って、今お手元の配付の資料を作成してみました。それでこの資料はどのように抜き出して、どのようにまとめたかということについて説明させていただきます。

吉元議員が開示請求で入手した上下水道課の関係資料のうち、エス・ティ・産業に支払いが行われた分だけを抜き出しました。ほかの受注業者の資料もあったんですけど、もう数があまりに

も多いんで、まずはエス・ティ・産業さんの契約の中身を詳しく見させていただこうということ  
で抜き出してみました。それで、実はお手元の配付資料は下水道係の分だけでございます。上水  
道係も数の集計だけはしてみたんですが、まず数と年間の総額の金額を申し上げます。

どう説明すればいいかな。資料の見方を先に説明しましょうね。開示を受けた資料を契約案件  
ごとに、起案日の順番で並べております。ですから、最初のページの一覧表の一番左のところは、  
最初に書類が作成された起案日でございます。ですから、契約日や支払い日とは異なります。最  
初に書類が作成された日です。

その次に、契約金額ということで、実際に支払われた金額を挙げております。

あと次に、役場の担当者の次のページって書いてあるのは後ろに全部連番のページ番号を振っ  
ておりますから、この一覧表から、例えば上から3番目の9万9,000円のやつは7ページっ  
て書いてありますから、7ページを見ていただければ、現物の資料が見られるように整理しており  
ます。

次に、重要な情報だと思ったんで、その起案書を役場の担当者の誰が作成したのかということ  
と、最終決裁者は誰かということも抜き書きしております。

あと簡単に契約の内容、どこの場所の施設のどういうものかというのを簡単に抜き書きしてお  
るのが、この1ページ目の一覧表でございます。

それで、集計結果を報告させていただきますと、下水道係に絞れば、令和4年度分はエス・テ  
ィ・産業様に26件の契約が行われており、支払総額は683万4,058円、約680万円で  
ございました。令和5年に関しては15件、支払総額が566万5,570円、約560万円で  
ございました。令和6年度については件数が18件、支払総額で868万284円、約870万  
円ですね。だから、これで件数と支払いの金額は分かるかと思います。ただ、これがほかの業者  
に比べて件数が多いのか少ないのかということは、今後の調査を待たないと判断できないとは思  
いますが、まず抜き出した結果がこれでございます。

それと、今日、配付資料としてはお配りしていないんですが、上下水道課の分で上水道係の分  
も、詳しくは見っていないんですけど、簡単な集計だけは私がしております。上水道係に関しては、  
令和4年度分が5件で支払総額が140万8,000円、令和5年度分は6件で68万6,400円、  
令和6年分は2件で158万9,115円でございます。今聞いてもらって分かるとおり、上  
水道係は件数も金額も少なかったんで、もう全てを見ていると切りがないんで、取りあえずは数  
と件数と金額の多い下水道係発注分を取り上げてはいかがかと思って、お手元に全112ページ  
の開示資料を配付しております。

あえて申し上げますと、開示請求で出てきた資料は契約関係の全ての資料ではなくて、あくま  
で業者選定及び金額が分かる資料ということで吉元さんが絞って請求してございましたから、例え

ば契約の詳しい内容だとか、そういうものが分かる資料まではついていないんで、あくまで業者選定と金額が分かる資料です。中身を見ていただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

○委員長（武道 修司君） 内容について、吉元議員のほうから説明があればお願いをしたいと思います。吉元議員。

○委員（13番 吉元 健人君） 膨大な資料を宗副委員長がまとめてくれて、本当にありがとうございます。自分が過去3年間開示請求した中で、今回は前回の委員会の際に上下水道をメインでやりたいといった内容の中で、やはり独立で採算している機関なので、まず見やすいかなというのが一点と、今回出していただいて分かりやすく資料を見ると、全体で10万円以下の随意契約の中身が、全体で10万円以下の件数が年に大体10件から15件ぐらいあって、そのうちの半分以上が大体9万9,000円で行われているという内容もありますので、その辺の調査をしていきたいというのが一点と、まとめていただいて、起案者のところを見ていただくと、お一人の方の名前が非常に多い、約8割から、年によっては9割以上その方の起案が全て回っているという内容を調査したほうがいいんじゃないかなと思う点が一点あります。

あと、内容的に同じような、下水道なので、地域によって部品の交換であったり修理だったりという作業はあるとは思いますが、同年に同じようなポンプの交換であったりだとか、全く同じ起案の中身の工事の内容があつたりするところ、その点が少しおかしいのではないかなという点がありましたので、その辺も委員の皆さんの意見を聞きながら細かく調査していければと思います。

取りあえず今、全体的な部分が出ているので、細かい部分は委員の皆さんと話し合いながらやっていければと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 今の説明について、何か委員の皆さんから御質問なり御意見ありますか。工藤議員。

○委員（5番 工藤 久司君） まず一点なんですけど、私も資料を見せていただいて非常にとんでもない数なので、どれから手をつけていいかとか、どれをどう見たらいいかというのは非常に迷ったとか、難しかった部分がありました。そこで、先般、委員長にもちょっと相談をさせていただいたんですが、これが本当に多いのかという比較になるものがないんですね。ですから、令和4年、5年、6年の3年間を限定に今回資料を出していただいたんですが、じゃあその前どうだったのか。その前からずっと多かったのかというところは、数だけでいうともう少し出していたほうが比較はできるのかなということが一点。

それと、先ほど吉元委員からも言われたように、10万円以下の契約はこれは本当に、たしか

記憶ですと、もう課長が単独で契約というか工事を発注できる金額だと思うんですね、10万円以下です。それ以上になると決裁とかが加わってくるんでしょうけど、そうすると非常にこの3年間にしても、先ほど議員からも説明あったように非常に多いので、金額面、本当にこの9万9,000円、10万円以下がどうだったのかというのはやっぱりしっかり検証すべきかなというふうに、全ての課にありますので、そこはしっかりと適正な金額だったのかということは調査する必要があるのではないかなと思いました。

○委員長（武道 修司君） ほかに。

今日この資料を配って、今日、今これで全て見るというのはもう不可能なんで、中身はおいおい皆さん見ていただいて、進めていかないといけないかなというふうに思っています。

ただ、私も今ちょっとこの資料を拝見して、9万9,000円という数字が非常に多い。同じ仕事で同じ内容で9万9,000円であれば分かるんですけど、違ういろいろな修繕、交換等で9万9,000円が多いというのは、この資料の中で何か分かるような点が吉元議員、ありましたかね。中身についてもし分かれば説明をお願いしたいんですけど。吉元議員。

○委員（13番 吉元 健人君） 答えから言うと分かりません。というのが、9万9,000円の随意契約の契約書の中身は1枚で、1行に工事名と簡単な何々の修繕だけしか書いていない資料しか僕の手元にないので、そこをまた別で百条でその細かい詳細の部分であったりだとかを出してもらって、本当にあるのかなのかということもまだ分かっていない状況なので、その辺はしっかり調べていけたらなとは思っています。

以上です。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、今に関連して発言いいですか。

○委員長（武道 修司君） 宗議員。

○副委員長（宗 裕君） 今、9万9,000円、10万円を超えない金額の少額の随意契約のことを皆さん話題にされていると思うので、私も資料を整理するときに1ページ1ページ見たんで、私の気がついたことを先に報告したいと思います。

皆さん御指摘のとおり、10万円を超えない金額の契約は全て課長決裁です。どうも課長決裁でいいようになります。また逆に10万円を超える金額に関しては、今回抜き出したものは全て町長決裁になっております。ですから、今回抜き出した契約に関しては、10万円以上は町長決裁、10万円以下は課長決裁になっております。

それと、さらに10万円以下の契約に関しての書類は、相手先と金額が分かるものということで情報開示を受けているんで、今、吉元議員がA4の1枚だけと言ったのは具体的には、めくっていただくと分かるんですが、一番上にタイトルが負担行為伺い兼命令書というこの書式なんです。これは、ちょっと私の拙い知識で正確性には欠けるかもしれませんが、支出負担行為の伺い

と支払い命令を同時に行う場合の書類だというふうに、財務規則を見る限りはそのように読み取れるんです。

それで、これ1枚だと、今、吉元議員が言ったように、支払い相手先と金額と簡単な1行だけの内容しか書いていないんで、私は当然これだけで契約してこれだけで支払うのは無理があると思っていますんで、この命令書に何らかの内容が分かる書類が附属書類として当然あるんじゃないかと思いますが、今回の情報開示では全部出せって言ったんじゃないんで、取りあえず業者と金額が分かる資料って言ったからこれしか出てないんだと思うので、当然今のほかの議員さんも言われたとおり、契約内容が分かる具体的な附属資料を頂かないことには9万9,000円が高いのか安いのか、何で9万9,000円均一セールみたいになっているのかという疑問は解消しないんじゃないかと思っています。

ただ、それとは別件で私が気がついたことがございます。私の読み取りが間違いかもしれませんけど、この負担行為兼命令書という書式が使えるのはこういう場合に使えると築上町の財務規則に書いてあるんですが、修繕費のような場合には使えるとはどこにも書いてないように私には読み取れて、そもそも修繕費のような契約をこの書類で支出命令を行うのは財務規則違反の可能性が高いのではないかと私は考えております。その辺に関しては、担当課等の詳しい説明を受けて納得がいけばいいんですが、私が財務規則を読む限りにおいては、電気代だとかそういうやつはこれで払えるんだけど、これってはっきり言うと契約と同時にお金を払う、支出を決定するという書類なんですよ。修繕なんていうのは契約した後で、仕事が完了してこれで間違いないですって確認しないと払えないのに、この書式は契約の決裁と支払いの決裁を同時にやる書類ですから、理屈に合わないと思うんですよ。

ですから、どうも今回書類を見ていると、全体的に財務規則に反したずさんな事務手続が行われている可能性が高いと思っていますんで、今回の調査テーマと直接は関係しませんけど、そういうずさんな事務手続がいろんな問題を生んでいるように思います。例えば、金額の大きいやつでも予定価格が書いていないものがあるんです。あらかじめ、私は財務規則上、予定価格は全て定めなきゃいけないと思っていますんですけど、予定価格なしのまま決裁書だけできて、あとは業者の言い値で払っているみたいになんか見えない書類がいっぱいある。

あと、分かりやすい実例を出すと、先に点検業務を特定の業者に発注して、点検の結果、修繕が必要になったって報告が上がってきて、点検してもらっている業者が早急に対応できるから——緊急とは書いてないんです。早急に対応できるからって言ってその業者にもう契約をする。まるで点検を依頼したときからもう発注業者が決まっているような内容が多数ありますし、これが一番問題だと思うのは、点検業務も当然契約と支払いが必要だと思うんですけど、修理の決裁書、発注の前に確かに点検業務が発注されているのもちゃんとあるんですけど、一部の修理業務

に関しては、起案書に点検をしてもらった結果修繕が必要になったって書いてあるのに、その点検業務が発注された記録が今の開示資料にはないんです。担当課が出し忘れていたのか、まさかと思うんですけど、書類も契約もないまま、決裁もないまま点検業務を先に行っているんじゃないかという疑いが、出てきている書類を見る限りは私は感じております。なぜそういう疑いを見るかというのと、もうちょっと膨大にあるんで忘れたんですけど、1件、点検業務のほうが後から起案決裁されているものがありました。点検業務の結果修繕が必要になったという起案書の次の日に、この支出負担兼命令で、どうも内容から見るとその点検業務と思われるものが次の日に起案決裁されているんです。規則からいうと起案して決裁しないと仕事はできないはずなのに、つじつまが合わないでしょう。だからどうも事実関係と書類が合わない点が多々あると。ですから、そういう点も調査しないと、とにかく疑問点だらけでございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 今、何点かちょっと疑問な点がありました。

まず決裁の、最後言われた順番の問題なんですけど、場合によっては緊急性を伴って、例えばたった今しないと間に合わない、例えば水道が漏水をして今すぐ止めないといけないとかいうふうなケースもあつたりとか、いろんなケースはあるんで、今言われたような内容の部分でここはちょっと確認をしたいなど。この資料がかなりの量がありますんで、この資料を今見てどこがということではちょっとできないんで、各自これを持ち帰って見ていただいて、その中でここは聞かないといけないという部分を、私なり副委員長のほうに連絡を頂きたいと思います。その上で整理をして、担当課のほうの職員を参考人招致でいくのか、証人喚問でいくのかという形で内容を決めていきたいというふうに思います。

それと、先ほど工藤委員のほうからありました数字の件です。多いのか少ないのか、どの業者が多くてどのようになっているのかというのが今の段階では見えないんです。先日、吉元議員から資料の部分で見させていただいたんですけど、この会社が実際多いのか少ないのか、どのような処理になっているのかというのが分からないということで、今、企画財政課のほうに令和4年、令和5年、令和6年の全体の契約件数、それと上位5者の契約件数、これも各課に合わせてしています。その中で契約件数が多いもの、契約金額が多いもの、それが公平・公正が保たれているのかどうなのかというところが一番の問題ではないかというところで、まず全体像を見ようということで、今、資料作成をお願いをしているところです。今週末には多分できるんじゃないかなというふうに思いますんで、その資料をまた見ながら検討をしていきたいなど。

それと、先ほど工藤議員からも言われたように、この3年間でどう増えたのかというのが分かりにくいのではないかと。令和元年からどのような形で業者の多い少ない、多かったところが減ってきた、少なかったところが増えてきた、その推移を見るためには、令和元年ぐらいから資料

を作ったほうがいいんじゃないかということが、先日工藤委員のほうからお話がありましたんで、今日皆さんと相談をして、そのような資料要求をしていくのかどうなのかという検討もしていきたいなというふうに思います。

それと、ちょっとその後でまた話出ますけど、築上町の財務規則と築上町事務決裁規定というのがあります。これはもう職員の皆さんは当然分かっている中身だろうというふうに思いますが、この中からいくと、この契約のやり方自体が果たしてこの役場の規則、規定に合っているのかという部分がちょっと分からない部分もあるんです。宗議員からまとめていただいた決裁のところで、課長決裁と町長決裁しかないんです。で、財務規定のほうからいくと、町長決裁、副町長決裁、課長決裁ということになっているんです。金額にしても、課長決裁で済むようなところも町長決裁があったり、ちょっとその流れがどのような事務処理をされているのかなと。

それと、今回この案件で知らなかったところがあったのが、今までの課長決裁が50万円までが課長決裁でした。で、今回この公正・公平がしっかりされているのかどうなのかというところで調査に入ったわけなんですけど、今年4月から決裁の金額が上がっているんです。これはもう議会にもかからないんで、町長のほうで変えられるんですけどね。公平・公正が保たれていない状況で決裁金額を上げられると、もっと公平・公正がなくなるおそれがあるのかなというところで、その部分についても内容をしっかりと精査していかないといけないのかなというふうに思っているところです。

この部分についても、今この資料の中身も、皆さんもこれは何でだろうというところもありますんで、あと、その次の議題になりますけど、そういう形の話も必要になってくるのかなというふうに思っているところです。

調査内容で上下水道について何かほかにありますか。なければもうちょっと今日これを今議論してもどうしようも、聞かないと分からない部分ばかりなんで、議論のしようがないかなというふうに思うんですけど、どうですか。宗議員。

**○副委員長（宗 裕君）** 意見を述べさせていただきます。委員長が言うとおりに、私も書類をまとめ始めただけでどっから手をつけていいか分からないというのが正直なところではあるんですけど、やはりこれだけ膨大なやつを我々が一件一件全数調査のようなことは不可能ですし、一定の期間、例えば9月定例会までには、最終結論じゃないにしてもある程度の報告ができるところぐらいまで行き着くようなスケジュールで私はやりたいと思っているんですよ。だからいつまでもやってもしょうがないんで。それで、あと実質7月、8月の2か月というわけで、その2か月間でできる範囲のことでちょっとスケジュールを考えて、ここまではみんなで行き着こうやっていうのをだんだんつくっていききたいと思っているんですよ。それで今日、できればですけど、後ほどでもいいんですけど、次回取りあえずどういう調査をやるというところまでは今日、私はみんなでお話

し合って決めたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） それは前回の打合せ事項の中で、次回開催日と協議内容、それと調査内容というのを決めて終わるといことにしていますんで、今日その他の最後に、それを決めて終わりたいというふうに思っています。

○副委員長（宗 裕君） 分かりました。

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。

○副委員長（宗 裕君） よろしく願いいたします。

○委員長（武道 修司君） ほかに本日のこの上下水道課の調査内容について何かありますか。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） ポンプの型番の資料ありましたよね。これ……

○委員長（武道 修司君） あ、失礼しました。ちょっとそれ入れときましよう。先日、ポンプ3台の関係で、田原議員かね、吉元議員かね、一般質問であった内容です。で、この内容がどういものか、どうい品物かといのが分からないと協議できないのかなといことで、一応この3台のポンプについては型番と、旧の型番と交換した後の型番と資料を出していただいています。すみません、説明するのを忘れていました。

○委員（4番 田原 宗憲君） 資料として、型番は分かるんですが、今まとめてもらった工事契約、随意契約の書類に関しては、恐らくこれ物品と思うんですよ、このポンプ自体は。その型番を、ほかの住民生活課とかそういうところの、産業課ところの分も、恐らく型番を出してもらわなきゃいけない。ただし、このポンプを、金額は分からないんですよ。これに見積書が多分添付していると思うんですよね。だから、そこまでの書類をもう出してもらおうように。これ型番やから、これとどれを照らし合わせるかといのが正直分からない。吉元議員が開示請求の分には多分資料としてある可能性もあるんですが、一応この委員会で私たちが、吉元議員が開示請求しても100%全部恐らく書類が上がってきていない可能性があるんで、だから型番と金額、それとその内訳書なりが分かるものも資料として全課にお願いしとったほうがいいんやないかなと思います。そうしないと、型番を調べても正直分からない。型番を入れて、今ネット社会なので、Amazonとか例えばそういうところで買うほうが安い場合も恐らく出てきます。だから、業者的にもポンプがエス・ティさんしかいないという上下水道課の課長の回答だったと思うんですが、ポンプはほかの業者も仕入れられるので、そういう金額が、例えば定価の何%で入るよとかいのが多分業者間の中で決まりがあると思うんですよね。だから、比較をするにも何も正直分からないので、今後ちょっと資料として要求するようお願いします。

○委員長（武道 修司君） 今、田原議員からもありましたように、どの案件でどの資料がといところまで出してください。それで資料要求をしていきます。場合によってはその内容について、

資料で分かればもうあれですけど、分からなければ、先ほど言ったように証人喚問なり参考人招致という形で説明をしていただくという形になるかと思います。

もう一つは、今日は1つの業者の方の資料でやっていますが、全体の数字、全体の業者の方がどれぐらいおられるのか。ほかの業者の方がどれぐらいの件数をしているのか、どれだけの金額をやっているのかという部分が、今現時点では分かっていません。今週末の状況を見て、今後の調査の方針等もまた変わってくるのかなというふうに思いますんで、そこら辺はしっかりと皆さんと協議しながら進めていきたいというふうに思いますんで、よろしくをお願いします。

上下水道課の本日の調査についてはよろしいですかね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 発言をお許してください。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 今、田原議員がどの契約かというのを言ったんで、私もこれ一覧表にまとめているんで、多分これだろうというのを今抜き出しました。まず3番のポンプについては37ページです。件名が一致するんでまず間違いないと思います。37ページで、そこに見積書が出ていますが、22万7,500円ですかね。37ページ分かりますか。左のページは右上のページがちょっと見えなくなっているんで左のページ見て……

○委員長（武道 修司君） ああ、分かります分かります。

○副委員長（宗 裕君） これ税抜き金額だから、税金入れたら25万円かな。それで、ちょっと今見て、これもあれと思ったのは、④番は19ページなんです。

○委員長（武道 修司君） ④番。19ページ。

○副委員長（宗 裕君） このポンプの件名④番は19ページなんです。右に20って書いてあるの左のページです。それと、⑤番は25ページなんです。19ページと25ページを見比べていただけますか。

○委員長（武道 修司君） 19ページと25ページ。

○副委員長（宗 裕君） だから19ページが、椎田北部浄化センター流入ポンプ交換でしょ。そして、25ページも椎田北部浄化センター流入ポンプ、ああ、なるほど。

○委員長（武道 修司君） これがですね。

○副委員長（宗 裕君） 分からんだよね。交換と購入だから。

○委員長（武道 修司君） これが一つはポンプだけを購入をして、もう一つがポンプの購入と交換を同時にやっている。

○副委員長（宗 裕君） なるほど。内訳は分からないんですね。これだけだと。

○委員長（武道 修司君） うん。この資料からいくとですね。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） もう一つは流出ポンプになるんで。3番はもう全然品物が違う。4番、5番は同じ品物だけど金額自体の単価が分からないという状況ですけど、その後のポンプの購入ということが次出ていますんで、その前の交換というところでポンプの金額を差し引けば、残りの金額が交換の工賃というふうになるのかなというふうに。

○副委員長（宗 裕君） だから、金額に関しては該当ページ見てもらえば分かる。

○委員長（武道 修司君） 分かると思う。

○副委員長（宗 裕君） ただ、内容に関しては今委員長が言うとおりに、これが適正な価格かどうかというのは……

○委員長（武道 修司君） 分からない。分からない。

○副委員長（宗 裕君） これだけじゃ分からない。

○委員長（武道 修司君） というふうな、実際、今ちょっと資料の分析からいくとそういうふうな分析になるのかなというふうに思うんですが、予測でのというか私の感覚での今の説明になるんで、これはもう担当部署の人間に聞かないと分からないんで、だから今みたいな疑問点を挙げてください。それを担当部署のほうに資料請求なり、説明をお願いします。で、その上で分からなければ、また次の段階でという形になるかと思えます。よろしいですかね、上下水道については。（「はい」と呼ぶ者あり）

なら、調査についてはこれで終了いたします。

次に、参考人の招致についてということで、まず一点、私のほうからの提案です。

先ほど説明をしました財務規則というか、事務手続の部分です。財務規則もそうだし、決裁区分の事務決裁規定の部分です。実際のこの資料と整合性がどうなのかというのがちょっとこの資料で分かりにくいという部分で、次回、決裁が町長までされていますんで、町長なのか副町長なのか、場合によって課長もありますんで、特に財務関係でいくと企画財政課長になるのかなというふうに思いますんで、町長か副町長かという部分については、この決裁区分の説明ができる方をどちらか呼びたいなど。

もう一つは、課長決裁の関係等ですね。事務的なところが主な内容になりますんで、企画財政課長のほうに参考人という形で来ていただいて、実際の事務がどのようにされているのか。例えば10万円以下であれば、単純な見積りをとって金額を決めて契約されているのかなというふうに思うんですけど、10万円以上であれば2者以上の見積りを取るとというのが基本的になっているんですが、この資料でいくと2者以上というのが実際守られていなかったりとか、いろいろありますんで、その部分について、今現時点、行政がどのような形でどのような内容で事務処理を進めているのかをまず説明を聞いて、その上でこの資料の分析をしていかないといけなかなというふうに思いますんで、今回は説明のできる町長または副町長、それと担当課の企

企画財政課長に参考人として出ただけならばというふうに思いますが、証人喚問というところまではまだいかなと思いますので、参考人という形で来ていただければというふうに思いますが、皆さんの御意見ををお願いをしたいというふうに思います。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の委員長の御提案の御趣旨は、具体的な内容が適正かどうかとかいうところの話ではなくて、事務手続に絞って、形式的な事務手続、手順が守られているかという説明を受けようということだと思っで、私もそれは大前提だと思っで、まず契約の手続に関して担当課の説明を受けるのは大賛成なんです、そういう手続のことであれば町長、副町長を呼ぶ必要はなく、担当課長が肅々と規則はこうです、手続はこうですと説明してもらえばそれで済むのではないかと。同じ法令、規則でやっているわけですから、課が違えば違う手続というのはそもそもあり得ないですから、契約の案件の担当は多分企画財政課長でしょうから、企画財政課長を参考人で呼んで手続の説明を受けて、分からない点があれば質疑応答すれば済むのではないかと思っで、町長か副町長も呼ぶというのは何か特別な意図があるのであれば、委員長のお考えを聞きたいんですが。

○委員長（武道 修司君） 特別な意図というわけではないんですけど、決裁の区分で、町長決裁、副町長決裁、課長決裁という中で、課長決裁のところは当然企画財政課のほうが全部の課に関するのまとめもやっているから分かると思っで、ただ、町長、副町長の部分で、ちょっと私が不思議だと思っで、この資料を皆さん見ていただいて、副町長決裁がないんですよ。

（「ないですね」と呼ぶ者あり） 実際、事務処理がどのようにされているのか、例えば副町長決裁でも町長の決裁まで行っているのかどうかという部分がありますので、町長か副町長に来ていただいたほうが分かるのかなという。課長がこれ、町長まで印鑑もらわないけんとか、副町長でとかというのは課長で決めているのであればいいんですけどね。町長、副町長のところ……。

（「上下水は企業会計だから違うかもしれない」と呼ぶ者あり） 上下水は企業会計やけ違ううちゅうこと。（「可能性もある」と呼ぶ者あり） 可能性もあるんか。ああ、ならなおさら、来ていただいて説明いただかないと分からない部分も、特別会計やけね。企画財政課のほうで全部分かればいいけど。ということです。すみません。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） もちろん呼んで聞いて悪いってことは何もないんで、そういうことであれば、私は別に。あとは来ていただいて聞くしかないなと思っでおります。

○委員長（武道 修司君） 皆さんのほうから。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） これを見ると、50万円以下の課長決裁はもうほとんど1者見積りで、100万円超えても見る限り1者見積りでしているわけですね。特に50万円以下の決裁は、課長決裁で上下水道課しているのであれば、企画財政課よりも担当課長を呼んだほうがいいんじゃないですか。決裁は企画財政課がするだろうけど、先ほど言ったら9万9,000円とかの

場合は、課長で恐らく見積りも取らずにやっているのではないかなど。言い方悪いですけど、課長が少し楽をしたいためにしている部分というのも何か読み取れるので。上下水道課長が今一緒です。

○委員長（武道 修司君） はい、いいですか。今回、私が言っているのは、上下水道ということではなくて、築上町の財務規則そのものをちょっと理解をしとかないといけないのかなど。決裁自体がどのような決裁をされているのかという事務の流れをちょっと知っておかないといけないのかなどということで、時間的にはそんなに長くなるような話はないですけど、我々が何となくのイメージでちょっと話するよりも、やはり町執行部のほうからしっかりと、こういう形で決裁しています、どういう形で見積りを取っています、どういう形で見積りの開示をしています。で、決まった後に、どういう形で業者のほうに連絡をしていますとかいう基本的なルールがあるわけですね。このルールをどのような形でやられているのかというところをまず我々も知らないと、ベースになるものが分からないで、それがいいのか悪いのかというふうな評価もできないかなどというふうに思いますんで、まず事務手続、企業会計も含めて、事務手続をしっかりとまず最初に説明していただくかなど。

で、この後の話になりますけど、次には上下水道課以外の課も調査の対象になる、次はまた調査のほうに入るかもしれませんので、まずこの事務関係のところを聞いてきたいなところなんです。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 想像するのに、企画財政課長に上がってきたものをきちっと調査とか見るものを見て、恐らく印鑑押しているんですよ。私はその前の部分が、上がってくるまでの部分がどうなのかな。確かに恐らくルールどおりですよ、企画財政課長は。ルールにのっつてはしていると思うので、それを確認するのも本当に時間的にはもう数分で終わるようなことなので、できればその前の段階がどうやって上がってきたのかということ、次回併せてしたほうがスケジュール的にも少しタイトになるのかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 工藤委員にちょっと足すような形なんですけど、多分前半の部分は結構早めに終わってしまうので、先ほど委員長が言われたように、委員長、副委員長にこういう問題点をくださいというふうに先ほど言われましたが、ある程度証人喚問になるのか分からない中で、いろんな案的な部分僕もちょっと作ってきたんですけども、証人喚問になるかどうか分からないですけど、調査的な内容はある程度もうここで決めとって、それをもう次来ていただく証人の方たちに前もって伝えておかないと、分からないということが多分連発するおそれがあるので、その辺の前取りというか、する前にちゃんと打合せ等もやっとなないと無駄な時間になっても、期間も短いことですし、効率的に行うために、多分そういうちょっと決まり事というか

質問の項目であったりだとか、そういう内容をある程度来ていただく方にもお伝えして、まあ明日来てとかいうふうにはならないと思いますので、その期間の間に、ある程度の件名ないし内容をできるだけ具体的に伝えとけば、スムーズなのかなとも思いますし。ある程度、資料との照らし合わせも、僕が思った疑問点と田原委員が思っている疑問点って違うと思いますんで、その点で僕らも一緒になって考えられる部分でもあると思いますので。

ちょっと、1発目で近々にはなると思うんですけども、早めにその要項をつくるならつくる。瀬戸さん、これ、人数分ありますか。案の部分。1枚つづりのやつ。（発言する者あり）ああ、すみません。（発言する者あり）ああ、いや、いいです。

例えば——読みますね。いいですか、このまま続けても。一旦、切りましょうか。

○委員長（武道 修司君） うん、ちょっと資料をもらおう。（発言する者あり）ああ、はい。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） その案は、吉元委員からは聞いていないんですが。執行部、町長を呼んだとしても、町長がよく言う「法的には問題ありません」っていう、多分、回答というか。その時間が、もう正直、そういう言い方しか多分しないと……。

○委員長（武道 修司君） いや、そういう話じゃなくて……。

○委員（4番 田原 宗憲君） そこを聞くっちゃうことじゃろ。

○委員長（武道 修司君） うん。財務規則と、その決裁規定のところ、実際のその部分で当てはまっていない部分もあったりするんで、それをどのような形で運用しているのかという部分をちゃんと確認をしとかないと。資料を見て、これおかしいんじゃないかっちゃうふうな格好でしたところで、いや、おかしくなかったよっちゃうてなってもいけないんですね。

一応、事務手続、一般的なそういうことを聞いて、説明を受けて、はい終わりましたっちゃうて、その何分間で終わるかもしれませんけど。町長、町長じゃない、副町長でもいいんですけどね、説明ができる方に来ていただいて、その説明を受けるというだけになるかと思います。

これは、それでいいとか悪いとかっちゃう話じゃなくて、行政がどのような事務処理をしているのかっていうことを我々がまず知らないと、その調査に入れないのかなという部分です。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 分かりました。4日に、大体の資料的なものが見えてくると思うんですが、それまでの準備段階というような形式を踏んでいっとかないといけなっちゃうことは理解できましたので。

次の開催日はいつになるか分かりませんが、そのときに別な、吉元委員はどういう提案をしているんか、ちょっと分からないですが、1つだけじゃなくて、もう日にちがあまり正直ないと思うんです。だから、資料的に上がってくれば、もう、ざーっと進んでいくんでしょうが。今は

準備段階っていうことは理解はしますが、できるだけ1つにこだわらなくて、2つ、3つ行けるのであれば、一緒にしていただけたらいいかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 冒頭ちょっと話をしたように、今日、最後ですね、締め最後に、次回開催と、協議内容と、調査内容についてということ協議しますんで、そこで、その日にちと内容、先ほど言ったように、参考人招致、証人喚問、調査内容、それも含めて、ちょっと協議をしたいなというふうに思います。

スケジュールにしても、かなりタイトなスケジュールになってくるんで、その部分も協議しながらちょっと、説明だけを受けるためにこの委員会を開催するっていうわけにはいかないんで、何分間で終わりましたというつもりは、私もないんで。ただ、その中の一つとして、まず、基本的な行政のルールというのを、ちゃんとした形で説明を受けるべきかなというところ。資料はまだコピーしよるかね。（発言する者あり）

なら、今の話は、もう次回の話になりますんで……。あつ、宗さん、何か。いいですか。

○副委員長（宗 裕君） ああ、いやいや、続けてください。

○委員長（武道 修司君） はい。次回の話になりますんで、取りあえず、この事務手続についての説明を受けるということで、次回。でも、もしかしたら、企画財政課長のみっていう形になるかもしれません。副町長も出てくると言うかもしれんし、町長も出てくるっちゃうかもしれませんので、そこは私のほうにお任せください。それで、説明をできる人ということで説明をしていただきたいというふうに思っています。（「委員長、申し訳ない。一言いいですか」と呼ぶ者あり）宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 次回、手続の担当者呼んで話を聞くのは私も大賛成なんですけど、先ほど田原委員も言っていたのは、もう回数が少ないから、次回をそれだけで終わらせるのはもったいないんじゃないかと言っていたと思うんで、それも含めて最後に話はしていいんですよね。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） だったら、今日はほかに決めなきゃいけないことあるんで進めてください。

○委員長（武道 修司君） はい。よろしいですかね。

○委員（4番 田原 宗憲君） はい。

○委員長（武道 修司君） なら、参考人の招致についてということではよろしいですかね、この議題については。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） はい。なら、次回そのような形で説明をお願いをするような形で進めていきたいと思います。

それと、その他のところでは。

議事録署名委員の選任についてということで、1回目の委員を決めた段階と、2回目の、打合せというか申合せ事項の協議でしたので、これについては、議事録の署名は委員長である私のほうで署名をいたします。

これから調査内容については、私1人でということではなくて、議事録をチェックしながら、間違いがあったのか、ないのかということ、やっぱりしっかりとしていけないといけませんので、議事録署名委員については2名にしたいと思います。

それで、議事録署名委員は、委員長の私と副委員長の宗委員の2名で議事録署名をしたいと思いますが、皆さんの御意見はよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） 異議なしということで、議事録署名委員については、委員長の私、武道と、副委員長の宗の2名で議事録の署名をしていきたいというふうに思います。1回目、2回目については、私のほうで署名をいたします。本日の議事録からは2人でしていきたいというふうに思います。

それと、先日の証人喚問の関係で説明をしたときに、民事訴訟法の第191条と196条、197条の関係を説明をさせていただきました。証言の拒否権の関係です。

この内容については、資料を今日、お配りしていますので、法的な話なんで、これを私のほうで一々説明をするってことはありませんが、皆さんで見たいというふうに思います。

公務員の尋問とかは、例えば、町長に了解を得て、証人喚問という形で職員に出席していただくというふうな形で、証人を得るところは、まずあります。公益の利害とか公務の遂行に著しい支障のおそれがある場合、この場合には拒むことができるということになりますので、業務に支障がなかったり、公務の遂行に支障がなかったり、公共の利害がなかったりということであれば、しっかりと説明をしていただくというふうな形になります。

それと、196条については、同じような形にはちょっとなりますが、証言を拒むことができる内容です。配偶者の関係とか、4親等以内とか、3親等の姻族の関係とか、そういうものに関しては拒むことができるということと、後見人とか非後見人の関係にあるとか、そういうふうなことがここに書かれているところです。

197条については、ここに書いているとおりです。弁護士とかそういう方は、いろんな関係がありますので、職務上知り得た事実を黙秘するということができるということになっているようです。

あとは、その技術関係で、技術の漏出。その会社の技術の漏出等があったときは、その会社の

利害関係に該当するということで、そういうふうな場合も拒むことができるというふうな形になっています。

内容については、先日の拒否権の関係ですね、この資料をお配りしていますので、皆さんで読んでいただければというふうに思います。

まず、先にその他、次回の部分は、その後ちょっと話したいんですけど、その他で、何かほかにございますか。ないですか。（発言する者あり）いや、今から。（発言する者あり）次回のやつやろ。

それでは、もう一応、この、その他の部分については、ないということで、次回の期日と調査内容、協議内容それと進行の中身を協議したいと思います。

先ほどからちょっとお話がありました、吉元委員から、次回このようなことをしたらどうだろうかという項目が上がってきていますので、説明をお願いをしたいというふうに思います。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。いろんな、皆さん、僕をはじめベテランの先生たちも、多分、百条委員会をやったことないよということを聞いていたのを踏まえて、よその百条委員会の流れであったりだとか、今、ChatGPTであったりだとか、その内容を、この短期間で、ある程度こういう項目を入れて進めていくほうが、より有意義な委員会になるのではないかなと思って、案として書面に落としてみました。

質問の内容になっているんですけども、先ほど田原委員が言われていました「法的には」とかいうところは、19番目の番号を打ってある、形式的に合法でも制度の趣旨に反する不当契約について、自治体としての見解を明確に示してもらった内容であったりだとか、そこに内容文書があれば説明できるものがあると思うんですね。この1者にしたという明確な内容は、その書類が提出されれば明確だと思いますし、ない上で行われている部分は、やっぱりまずい部分ではないかなと言えらると思うので。

その辺、ある程度、細かく項目に分けて番号を振って落としていますので、この辺を踏まえながら、証人をしていただく方であったりだとか、調査にかける内容であったりだとかを、細かくするなら、もっと細かく当てはめてやったほうが、期間もあることですしスムーズに行えるのではないかなと思って、あくまでも案として挙げたので。ここ、築上町の百条委員会としてどういうふうに扱っていくかというのを話せたらいいなと思っています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。ちょっと今、ざっと読んだ感じからいくと——うん。そうですね、進め方のところになってくるかと思っています。

今、吉元委員からこのような提案もありましたけど、次回の調査内容について。先ほど、上下

水道課で疑義のあるところがあればということでお話ししていますので、まずそれを挙げていただいて、その資料を準備をしたいと思います。

その準備をした上で、その中身のチェックをして、今、吉元委員からあった証人喚問をどうするのか。場合によっては、参考人という形を取るのか。もう事務的にそういう形じゃなくて、そういう部分になるのか。ちょっとその部分は協議しないといけないのかなというふうに思いますので。

ある程度、どの部分をどのような形で調査するのかという部分をまず挙げていただかないことには、この、今、事務手続的なところもいけないのかなというふうに思いますので。当然、証人喚問の前にとりか、参考人招致でもそうですけど、担当課、担当部署の課長なり担当課の職員については、ある程度、こういう質問をしますよっていうことを、ちょっと言ってしないと、資料がないから分かりませんというふうになっても、ちょっと困りますので。そのような形をやっ  
ていかなければいけないかなというふうに思っています。

もう一つは、先日、申合せ事項にあったように、証人喚問については、証言の際のメモ、資料等の取扱いについては、原則、持込みは許可しないということにしていますので、資料等の持込みは、基本的には持込みしないってことが大前提になりますから。ある程度その質問内容については、通知をしておかないと答えられないのかなというふうに思いますので。そのような形で、ある程度中身を絞っていかないといけないのかなというふうに思いますので、今日、宗委員がまとめていただいた資料を再度皆さんのほうでチェックをしていただいて、どの部分をどのような形で説明を受けたい、どのような資料を出してほしいという部分を、再度ちょっとまとめなければいけないのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、吉元委員が具体的にこういう質問をしたらいんじゃないかっていう文書を見せていただいて、これを読んで、なるほどなと思って、これを見て気がついたことがございます。

調査の進め方、やり方、手法についてなんですが、我々、百条委員会は、たしか議案で、議会から議決により地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の調査権限の付託を受けて調査をしているってような議案になっていたと思うんです。

それで、改めて今、議員必携を持っているんで、地方自治法の第100条を見ると——この第100条がいわゆる百条委員会と言っている根拠ですけど——これは、要は、うそを言っちゃいけないとかいうのも入っていますが、100条の内容は、一番短く言うと、証言及び記録を請求することができるとなっているんですよ。ですから、さっき、参考人や証人を呼ぶのは証言でしょう。記録っていうのは、こういう資料を見せてくださいっていうことで、ある記録を見せてくれっていうことで、それもお願いして取り寄せることができるんですよ。

ただ、私はこれをどう解釈していいかわからないんですけど、98条の1項は、「議会は」この場合は町長でしょうね、「町長に報告を請求することができる」って書いてあるんです。

だから、ちょっと私は、法令に関しては素人なんですけど、98条の報告を求めることができるっていうのは、例えば、文書で、質問事項、こういうことに関して答えてくれるっていうような、こちらからお願いをしたら、文書で報告を求めることが法令上はできる可能性があるなと思って、いるんです。私は素人ですから、地方自治法第98条の正確な細かい解釈については、あくまで可能性をしゃべっているんですけど。

その文書によって報告を委員会として求めることができるのであれば、今、吉元さんが、こう、ずら一っと書いてくれているような質問は、わざわざ参考人や証人で来てもらって、この場で一問一答をやっていったら、もう効率が悪いと思うんですよ。だからここに書いてあるような大部分は、もうあらかじめ、これについて報告してくれって言って、文書で回答を求めて、そしたら、我々も何遍も見て、こういう内容だなと思って、その文書の回答で納得がいけば調査はそこまでですし、それを文書だけではわからない点については、実際に来ていただいて（「そうですね」と呼ぶ者あり）詳しく説明してもらってっていうような、証言だけに頼らない効率的な調査ができないかと思うんですけど。

法律上、今言ったような手続が許されるのであれば、もう文書で回答で、文書のやり取りで済むことは、あらかじめやったほうが効率的だと思うんですけど、御検討いただけないでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 先ほどから、ちょっとお話ししているように、次回の会議で内容をあつちゅう程度まとめた中で、文書で回答をもらうもの、証人喚問をするもの、参考人招致をするものというものをちょっと決めていかないと、全てが証人喚問というわけにはいかないし、参考人招致つちゅうわけにもいかないのかなと。

だから、今、この資料を全部というわけにはいかないんで、この中から疑義あるというか、疑問にあるところについては抜粋をして、実際、中身を見てわからないところを、とにかく抽出するという作業をまずやらないといけないのかなというふうに思いますんで。その後、文書で回答をもらうのか、どうするのかっていう部分を、ちょっと協議をしたいと思いますけど、どうでしょうか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） いろんな委員から、かなり踏み込んだ提案が出ているんで、私もちよつと行き過ぎかもしれませんが、今、現時点での、私のちよつと踏み込んだ考えを申し上げます。

やっぱり、時間がないと思っているんです。週に2回やっても、9月定例会までの実質2か月だと、週に2回やって、1か月間に8回で16回。どうしても日程を組めないとき、お盆とか考えると、もう実際こうやって、みんなで集まって調査できるのは10回ちよつとぐらいかなと思

っていて。それでどれぐらい迫れるかっていうと、あまりにも膨大なんで、私は、ちょっと焦っているんです。

それで、私の気持ちです。日程調整さえできれば、次回、委員長提案の契約の担当課からの説明はそんなに時間はかからないと思っているんで、その日、もう引き続き、上下水道課の参考人で十分だと思うんですけども、実際に、まずは聞いてみたいんです、私は。聞いてみて、納得がいけばもうそこでおしまいですから。まずは聞いてみて、いや、書類を見たらこうかもしれないけど、実はこういう事情があってこういうことなんですって説明を受けたら、9万9,000円の件も、こういう理由で9万9,000円なんですって説明を受けたら、納得がいけばそこでおしまいでもん。

ですから、私は、できれば次回は、もう、準備不足かもしれませんが、そうやっていろんな話を聞きながら、どういう調査をするかを、走りながら考えるしかないと思っているので。次回は、そこまで皆さんの合意が得られれば、まずは直接、尋ねてみたいと思っています。書類はもう十分、ここにあるんで。

それで、その尋ねることですけど、いろいろ考えたんです。この100ページ以上の書類を見ながら。課長に聞いても分からないだろうなと思いました。課長も多分、修繕とか現場に関しては、一々、課長が立ち会っているような気配はなくて、場合によっては担当者あるいは係長クラスまでであって、課長が一々、全ての現場に立ち会って作業の内容を確認しているようには見えなかったんですよね。主に、やっぱり現場のことは、係の担当者が頑張ってやってくれているんだろうなというふうに見えたんで。私は、現場のことが一番分かる担当者の話を、まず聞きたいと、この100ページ以上の資料を見て思いました。

だから、順番としては、一般質問じゃないんですから、職員のこの方の話を聞きたいと我々が希望すれば、来ていただけるでしょうから、私は、今回は担当者、係長、課長の順番で話を聞いていけば、担当者で済む話はもうそれでおしまい。担当者で分からない話は係長に聞いて、係長で分からない話は、課長としてこういうことなんですって聞いたら、それでおしまいですから、その順番で話を聞くのが効率的だろうなと思ったんです。課長にいきなり話を聞いても、いやあ、それは、現場は、私は行ってないんで、担当者に聞かなきゃ分かりませんっていうことになりかねないんで。

それで、やや踏み込んだ提案ではございますが、次回来ていただくのは、この文書一覧を見ても分かるとおおり、起案してるのは、もうお名前を出して申し訳ないですけど、担当係の田村さんっていう方がほとんどの起案をされてるんで、田村さんって方が多分ほとんどの現場に立ち会って、現場のいろんな詳細を一番分かっておられる方だと思うんで。決裁とか手続に関しては、その課長、係長でしょうけど、現場のことは田村さんが一番分かると思うんで、今回は、まずは上

下水道課のことに關しては、田村さんの話を聞いて、次に係長の話を聞いて、課長の話を聞いて  
ってというのが効率的ではないかと思うんですけど、皆さん、いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 皆さん、どうですか。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 私も宗委員と同じ考えで、もう時間があまり、限られている。だ  
から、早急に、係から係長なり、課長なり、ほかの担当課にしても、同じような考えで、早めに。  
資料として4日に上がってくれば、公平性の段階で行っているよっちゅうふうに、多分なると思  
いますので。

だから、その資料が上がってきたら、早めにできれば、1日の時間がかかっても、なるべくど  
んどん進めていくようにお願いしたいです。

○委員長（武道 修司君） そしたら、ほかに何かありますか。いいですか。（発言する者あり）  
（「いやあ、順番に1人ずつ話を聞かなきゃ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「ずらして」  
「ずらしてね」と呼ぶ者あり）

今、提案がありました中身については、私も、ちょっと説明の仕方が悪かったと思うんですけ  
ど、この委員会だけで、この会議だけで、この事務を進めていくちゅうのは、もう不可能なん  
だろうと思うんです。事務打合せは、この委員会以外のところである程度準備をしていかないと、  
もう間に合わないと思いますんで、先ほど言いました、皆さんから疑問点を上げてくださって  
いう部分を、委員長の私と、宗副委員長のほうで、ある程度、整理をしていきます。整理をして  
行って、その資料請求もしていきます。次の会議のときに、もうその話ができるようにしないと、  
先ほど言ったように、もう時間がないんですよ。

その手法として、そういうふうな資料が上がってきて、その中身を見て、担当の職員を呼んで、  
担当の職員から話を聞くというふうな形になるかと思えますんで、そのような形で、もう進めて  
いくしかないかなど。場合によっては、その資料が間に合わないかもしれないけど、こういう質  
問をしますっていうことを前もって言って、後から、資料のチェック、確認ということも出てく  
るかもしれませんが、そういうふうな形で早めに進めていったらなというふうに思っています。  
宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、参考人あるいは証人で来ていただいて質疑をする場合に、  
一般質問のように、これを聞くっていうふうに事前に通告しないと駄目なんですか。私は、来て  
いただいた以上は、その方が知っていることは自由に……。

○委員長（武道 修司君） いやいや、関係ないです。関係ない。

○副委員長（宗 裕君） ですよ。それを前提にすると、時間がたくさんあって丁寧にやる  
のであれば、まず何を聞くか、どこが問題点かっていうのは、ある資料で絞り込んでからって  
いうのが最もだと思うんですけど、今回はあまりにも膨大で、時間がないんで、私は、むしろ早く、

先に担当者に質問したいんです。書類で分からないことを。それで解決すれば、もうそこでおしまいですし。

ですから、何遍も重ねて言って悪いんですけど、私はこの資料を一応、100ページのやつを全部、丁寧に一字一句、全部目を通しましたから。ここは分からない——ちょっと踏み込んだことを言いますが、ここはおかしいってところがいっぱいあるんです。それを追加の資料で説明してくれって言っても、もう切りがないと思っているので、まずは直接聞きたいっていう気持ちが強いです。

それと、何で、こんなに私がこれを急いで聞きましょうって言っているのは、今回の問題は、今日は上下水道課のことを、取りあえずこうやって抽出して取り上げていますが、ほかの課の発注のやり方とか手続も、ほぼ同じ問題が含まれているなと思って、9万9,000円が多いのは上下水道課だけではありませんし、この上がってきた開示資料だけで契約内容がよく分からないのも、ほかの課も同じです。公平性、公正性っていうことに関しても、上下水道課、仮に問題があるとすれば、ほかの課の問題も上下水道課の問題と私にはほぼ同じように見えたんですよ。

ですから、まずは、取っかかりとして、上下水道課の細かい内容を、お話を聞くと全体像が何となくおぼろげに見えてきて、その上で、ほかの課の話も聞くと効率的だなと思っているので、まずは、せっかくここまでみんなで共通認識が出たんで、下水道係の担当者のお話を私は聞きたいと思いました。

以上です。

**○委員長（武道 修司君）** 皆さんの意見を整理すると、早い段階でということがまず一つ。それと、担当者のほうから、その内容について説明を受けたい。

ただ、その説明をという部分で、こちらが質問しないと説明ができないんで、こちらの質問部分は整理しておかないといけないのかなというふうに思いますんで、それまでには質問内容を整理しておきたいと思います。これは、もう委員会を開いてやると時間がないんで、事務手続ということで、皆さんの御意見等をまとめて、質問事項はまとめていきたい。それを職員のほうに到達するかどうかというのは、もう私と副委員長のほうで協議をします。

次回、いつやるかという部分を今日、今、決めたいと思います。4日に出るって言うたんよね、数字は。（発言する者あり）5時まで。（「時間がかかる」と呼ぶ者あり）4日に開いても……。 （「締切時刻（ ）いつ書類が出るか分からない。（ ）は来週か」と呼ぶ者あり）今週にできたらいいんやけどね。（「今週にできれば、皆さんに共有は」と呼ぶ者あり）宗委員。

**○副委員長（宗 裕君）** 今、委員長が要求した書類がまだ出ていないっていうお話が出たんで、それに関連して申し上げます。

この委員会の運営の仕方やスケジュールを考えるについて、私がまず知りたいのが、例えば、

次の委員会でこの方に来ていただいて話を聞きたいという場合は、どれぐらいの日数があればできるんですか。例えば、極端な話ですけど、今日、「明日は、次回を開く」と。そのときに、担当課長に来てくれとかそれはできるんですか。つまり、ある程度一定の期間っていうのは、めどを置かないといけないと思うんで、その辺のめどはどういうふうに考えればいいのかっていうのが、今まで一度も話題に上がっていないんで分からないんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 基本的には、証人喚問の場合は5日だったと思います。（発言する者あり）5日やったよね。多分。職員の場合は、業務に支障がなければ対応はできるんじゃないかなというふうに思いますが。（発言する者あり）それは、今日の明日っちゅうわけにはいかんわね。2日、3日ぐらいは。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 我々もやったことのない、前例のないことをやっているんで、ちょっと今、その辺も。今、聞いた話を前提にすると、職員の方に、ちょっとこれを聞かせてよっていうのは、もう二、三日余裕を置いて、スケジュールさえ調整すれば可能っていう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 事務局長。

○事務局長（桑野 智君） 近隣の、今、百条委員会があっているところの情報とかを仕入れている状況なんですけど、やっぱり、事務手続とか相手のスケジュール、また、議会のほうから町長部局に通知をしたり調整が入りますので、やっぱり、あんまりタイトなスケジュールは難しいかなと思いますので。その辺はちょっと、ほかの町の状況とかを見ながら、なるべく最短でできるように、事務日程を計画、一緒にできればと思いますが。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の局長の説明は、私もそれなりに最もだと思うんです。そうすると、やっぱり、タイトなスケジュールで進めていくっていうのは結構厳しいところがあって。やっぱり二、三日っていうのは、私も無茶かなと思って。

結局、1週間後、土日を除いたところの平日で、実質、四、五日ぐらいの日には最低要るっていうイメージなんです。私のイメージだと1週間先に誰、来週の火曜日に誰かに来てもらおうと思ったら、もう今日すぐに手続を始めなきゃ間に合わないみたいな感じに聞こえるんですよ。

そうなると、十分な準備はできないかもしれませんが、とにかく、ほぼ全課にわたって、調査対象はほぼ全課ですから。前回は話をしたと思うんですけど、参考人で1回来てもらって終わりじゃなくて、必要があれば、また来てもらっていいんじゃないかっていう議論もありましたから。まずは1回、とにかく来てもらってっていうふうに優先しないと思うんですよ。

ですから、もう今日、来週あたりに上下水道課から誰に来てもらうっていうのを今日みんなで

決めて、誰に来てもらったらいいかというのを決めて、日程に関しては、来てもらう人と調整しなきゃいけないでしょうから、来週のこのぐらいにこの人に来てもらうっていうところまで、今日は話を決めて、調整が済み次第、委員長のほうから日程を流してもらうぐらいのスケジュールでやらないと、私は進まないと思うんですけど、皆さん、いかがですか。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） もう決めましょう。来週の火曜日なら火曜日と。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほど宗委員からも言われたように、係から係長っていう形でスケジュールを組んで、内容に関しては、またどこいって決めるという形で、もう決めたほうが。

○委員長（武道 修司君） ただ、決められないというか、相手がいることなんで。例えば、その日に休暇をもう取っているとかですね……。

○委員（5番 工藤 久司君） その確認をして来週の、ですから火曜日前後……。

○委員長（武道 修司君） うん。だけえ（発言する者あり）もうはっきりと、もう火曜日っていうんじゃないくて（発言する者あり）火曜日前後というふうにしとって……。

○委員（5番 工藤 久司君） 調整して、また連絡してください。

○委員長（武道 修司君） 調整をして日程を正式に決めると。

だから、今日のこの段階で正式に何月何日の何時っていうのを決めなくて、来週の頭のほうというか、月、火、水ぐらいにというふうな、そんな感じで調整しましょうか。本当は、私も今週の金曜日ぐらいできたらどうかなと思っただけですけど。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の工藤委員の提案には賛成なんですけど、皆さんの負担は増えますけど、例えば、今週の金曜日に企画財政課から手続の説明を受けるっていうのは十分可能なんじゃないかと思うんですけど。回数が増えてもいいんなら、金曜日は、まず手続の話聞くだけでも私は有意義だと思いますけど。

○委員長（武道 修司君） 皆さん、今週金曜日は忙しいですか。（「金曜日は、その資料が上がってこんど」と呼ぶ者あり）本当は、その資料があって協議をしたいんですよね。だから、金曜日までに資料がそろえばその協議ができるかなっていうふうに思うんですけどね。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 資料が、4日の5時までには多分、上がってくるでしょうから。それから、日程を職員の方にも協力してもらって、一度で済むわけじゃないからね、何回も呼ぶふうが多分なると思います。

だから、事前に、例えばこの（ ）に関しては何課を呼びますよとかいうのを、もう事前に通告して協力してもらうようにしとったらどうですかね。そうせんと、前向きに行かないよ。有給とかいろいろあるんでしょから。だから、時間は例えば、これ時間は基本的に10時から5時までですか。

○委員長（武道 修司君） 基本はそうです。基本は。10時からちゅうか、8時半からでもいいです。

○委員（4番 田原 宗憲君） 職員の場合はね。職員以外の方は、もし、呼ぶようなケースの場合は、平日にこだわっていくんですか。それとも土日とか。

○委員長（武道 修司君） 相手の方の都合にもよるか。

○委員（4番 田原 宗憲君） それも構わないよね。分かりました。

だから、前向きに、早急に、資料が上がってくれば多分進んでいくと思うので。たまたま今回、上下水道課で議題が上がっていますが、ほかのところの分もどんどん進むようになると思うので。事前に、もう委員長、副委員長で大体の日程を決めてもらって、事前に職員の参考人なり呼ぶのであれば、そこら辺も委員長、副委員長に任せますのでお願いします。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、「委員長、副委員長に任せる」という発言も出たんですが。それとはちょっと別の角度で考えたんですけど、1週間前ぐらいに日程調整をするっていうめどでいくと、例えば、来週前半、火曜日前後に1回、誰かに来てもらうとしても、来週の後半、木・金あたりに誰かに来てもらいたいとすれば、もう今週の木・金あたりに、次はどの課の誰かに来てもらうっていう、我々の意思を確認して、打診して調整しないと、来週の2回目が開けないっていうことになるんじゃないかと思うんで。

私は、やっぱり今週は、今要求している資料が上がってなくても、金曜日あたりに1回集まって、企画財政課の手続の説明だけでも聞いて、来週の後半、次は誰の話聞くかっていう話合いはすべきじゃないかと思っでいて。

実は、資料をまとめるのが大変だったんですけど、やっぱり、ある程度こういうふうにとめて、次はどの担当者の話を聞くっていうふう。多分、工藤委員のテーブルの上にあるやつが全部開示資料でしょう、違うんですか、そのファイル。（「清掃センター分だけ」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） それ、一部。

○副委員長（宗 裕君） ああ、それ、清掃センター分だけ。だから、その、もうさらに2倍とかあるんでしょう。それ……。

○委員長（武道 修司君） 2倍やない。

○副委員長（宗 裕君） うーん、だから、もう……。 （「5倍とか」と呼ぶ者あり） そうか、この間、また追加で出てきたんですよ、資料。ですから、私も金曜日までぐらいに少し頑張っで、上下水道課以外のも、こういうある程度分かりやすい資料をまとめたかと思っでいるんですよ。

私の考えなんですけど、上下水道課の次は、液肥センターがポンプとか同じような業務がいつ

ばい出ているんで、関連性が高いんじゃないかなと思っているんで、次は、ちょっとそっちを、私は詳細を見てみたいかなと思っているんですよ。何か似たような仕事がいっぱい出ているんで。産業課のほうも9万9,000円多かったです。

だから、そういうふうに、次の次までは段取りを立てて準備を進めないと、結構、今日の話で準備期間がかかるっていうのは分かったんで、やっぱり金曜日いかがでしょうか。金曜日に、さらに1週間後のスケジュールを決めるぐらいの感じで。

○委員長（武道 修司君） 今、宗委員から提案があったようにというか、私も、もう今週金曜日にはちょっとやりたいかなと思っているんです。先ほどの疑問点とかを、もしあれだったら挙げていただければ、もうそこでも話ができるし。もし、上下水道課の担当者が、この日いいですよって言うのであれば、もう来ていただくという方法もあるだろうし。どっちにしても、企画財政課なり、副町長なり、町長なり、この事務手続が説明できる人をまず来ていただくということにもなるだろうし。もし、その日がどうしても調整がつかなくて来れないってなっても、今後の、その次のとか、その次の次の調査の話もしないといけないんで、金曜日は、もう一度開いたらどうかというふうに思っていますけど、どうでしょうか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 僕も、金曜日にやってもらうの賛成です。今、委員長、副委員長も言われていましたけれども、その企画財政課に聞くときに、もう僕、今これおかしいなっちゃう聞きたい点、皆さん、多分、もう何個かあると思うんで。今、もうここでまとめて、金曜日に聞ける内容であれば聞けばいいかなと思うんですよね。日程が合うなら。

特に、この11月の日にちとか。6年ですかね、11月12日から15日まで、9万9,000円、9万9,000円、9万9,000円、場所はほぼ一緒です。なぜ、これ分割にする。分割発注は違法だと思うんで、法に触れていない根拠があるなら、そこで述べられるはずなんで。簡単なやつは、そこでできるのかなと。

○委員長（武道 修司君） 分かります、分かります。

○委員（13番 吉元 健人君） はい。以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 本日は、個別具体的なことにはあんまり入らんほうがいいだろうと思っていたんですけど、今の吉元委員の発言を聞いて、私も申し上げます。

今回、百十何ページの資料を見ていて、これ、皆さんお気づきかと思いますが、エス・ティ・産業さんが受注しているやつは、全て1者見積りなんです。財務規則では皆さん御存じのとおり、2者見積りをしなければならないことになっていて、特別な場合だけ1者見積りでいいっていう規則になっているはずで。これが、全て1者見積りになっている。これが、特別の、どの場合に該当したんだろうかというのも、これ、もう手続上のことです。それも、私も聞きたいと思って

いるんです。

それで、書類上を見ると、これは、緊急だからっていう条項を適用して1者見積りにしている例もあるんですけど、でも、起案書を見ると「緊急」って言葉は一つもないんです。あったのも一、二件ありましたが、ほとんどの緊急を理由にしている、起案書には「緊急」って言葉はありません。どういう言葉があるかという、と、「早急に対応が必要」という、「早急」という言葉なんです。

それで、私も「緊急」と「早急」はどう違うんだろうと思って、客観的な基準がないと分からないと思ったんで、ちょっと気がついたことがあって調べたことがあります。

起案日から見積書が開封されるまでの日数です。これは、もう全部この記録に残っているんで、それを拾い出すと、短いのは確かに、6日ぐらいで起案から見積書が開封。見積書が開封されたら、金額が決まって直ちに契約だと思えますけど。6日ぐらいで契約しているんなら、緊急性もあるのは確かに理解できるんですけど、物によっては15日とか2週間後に、「早急に対応が必要」で「緊急」が理由で1者見積りなのに、見積書の開封が15日後って。何か、15日間も待てるやつが、何で緊急だろうって。そういう客観的、具体的な疑問が生じるんですよ。

それと、委員長がおっしゃっていた、何で全て町長決裁かっていうのは、私は、原則が2者見積りなのを1者見積りにするのに、町長決裁が必要だったんだろうと理解しています。金額的には、2者見積りするんだったら、副町長決裁でも多分よかったものも、1者見積りにするから、多分、町長決裁が必要になって、これは1者見積りだから全部町長決裁なんだろうなど、私はそう解釈しています。

武道委員長が言うとおりの、財務規則の金額からいうと、一部は副町長決裁なんですよ。だから、もう金曜日に担当課ではなくて、企画財政課の方を呼んでいただだけで、そういう疑問点で、もういっぱい聞きたいことがあるんで。もう金曜日、ぜひ開きましようよ。もう具体論に入らないと、今日、傍聴の方も一体何を調査しているのか、何が問題になっているのかも理解できないと思うんで。もう、ぜひ金曜日やりましようよ。いかがですか。

○委員長（武道 修司君） 金曜日は、皆さん御都合どうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） それでは、もう金曜日に開催したいと思います。

○副委員長（宗 裕君） ただ、企画の担当者が来れますか。それが来れないと。

○委員長（武道 修司君） いや、もう来れなくても、この内容の精査もできますんで。まず基本的に説明を受けるということで依頼をかけます。どうしても来れないっていう場合は……。

○副委員長（宗 裕君） 係長でもいいんですね。

○委員長（武道 修司君） うん。そのところをのけて、ほかの調査に入ります。先ほどお話しし

たように、皆さんのほうから、この内容について疑問点があれば、早急に上げてください。

資料をそろえる分は、資料の要求をしていきます。その疑問点について説明を、もし、できる職員がおれば説明を受けたいと思いますんで、金曜日の10時に、担当者が、もし来れるっていうことであれば、一緒に依頼をかけたいと思います。もし、来れないっていうのであれば、もう無理に出てくるようにということはできませんので。そうしないと終わらないんで、日にちがとかどうこう言いよったら、もう間に合わないんで。5日以上空けないといけないとかどうこうとか言うと、ちょっと大変なことになりますんで。

取りあえず、今週の金曜日、副町長か企画財政課長、これ、2人とも来たほうが本当はいいんじゃないかなと思うんですけど、来れなけりゃあ、もうどちらかでも。

上下水道課のほうの確認もしたいという御意見がありましたんで、担当の職員の方をお呼びしたいというふうに思います。よろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） なら、金曜……。〔「委員長、ああ、ごめんなさい」と呼ぶ者あり〕  
宗委員。

○副委員長（宗 裕君） いや、委員長の発言を遮って……。

○委員長（武道 修司君） いやいや、いいです。宗委員。もう締めようかと思って。

○副委員長（宗 裕君） 委員長の言葉を遮って申し訳ありません。ちょっといろんな意見が出たんで、くどいですけど再確認させてください。

金曜日は開催決定で、契約関連で企画財政課の方を呼ぶっていうことです。今日は決定したっていう理解でよろしいんですよ。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） また、日程までは決定していませんが、来週の前半に上下水道課の担当者、係長を…。

○委員長（武道 修司君） いや、今週の金曜日に、もし来れるのであれば、もう……。

○副委員長（宗 裕君） ああ、前倒しで。

○委員長（武道 修司君） うん、前倒しで来ていただく。

○副委員長（宗 裕君） それで、調整がつかなくても……。

○委員長（武道 修司君） 来週早々には。

○副委員長（宗 裕君） ああ、その次についてということで、それまでは決定事項っていうことでよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） はい、よろしいですかね。

○副委員長（宗 裕君） はい、ありがとうございます。了解しました。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 先ほど、宗委員がおっしゃった、文書で回答を求めるという話が、もし本当にできるのであれば、その口頭の質問を、ばっばってするのも大事なんですけど、もし、文書で報告を頂けるのであれば、それを読んだ上で質問と回答を聞きたいと思うんですけど、いかがですか。

○委員長（武道 修司君） だから、質問をするのにしても、皆さんから、ちょっとその中身というか質問を上げてもらわないと（発言する者あり）質問ができない。

○委員（14番 池亀 豊君） この、吉元委員が作ってきた、1ページ目の上2つの回答。多分、初日に質問する内容が、これに関連する内容が多いんじゃないかと私は思うんです。それで、先にこれ、もし文書で回答を求められるのであれば、ある一定の見解を見ておきたいと思うんですが。間に合わなければ、もう仕方ないですけど。

○委員長（武道 修司君） この2つについて、もう先に、その質問をしておくっちゃうことですか。

○委員（14番 池亀 豊君） はい。1と2の分ですね。多分、質問がこれに関連した質問……。

○委員長（武道 修司君） 1と2というのが、大きい項目の1、2ですか。

○委員（14番 池亀 豊君） 大きい項目の1、2です。

○委員長（武道 修司君） ああ、大きいか。この中の1つ、2つじゃなくて、この数字の1、2ですね。

○委員（14番 池亀 豊君） はい、そうです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の池亀委員の質問に関連してなんですけど、先ほどは、参考人あるいは証人を呼ぶんだったら、どれぐらいの日にちが要るかっていうのを聞かせてもらったんですけど。私、今の資料や文書で回答を求める場合も、それも、そもそもどれぐらいの期日で回答してくれっていうのが適切なのかっていうのは、ここで一度、みんなで共通認識をつくっておくべきだと思うんですよね。

今、7月4日までに出してくれっていうのは、そういう、ここでみんなで議論して、共通認識の上で7月4日までってしたわけではなくて。時間とかいろいろなかったですから、委員長がもう任せてくれっていうことで、委員長の職権で取りあえず要求して、そのときに7月4日までっていうふうにしてるんだと思うんですけど。今の池亀委員に関連するんですけど、そもそもそういう要求っていうのは、どれぐらいの日数を見とけばいいんですか。

○委員長（武道 修司君） 日数は業務の関係もありますんで、今日の明日と言って出るものもあ

るでしょうし、今ある資料を、コピーをして出すっていうのであれば、すぐ出ると思うんですけどね。今の数字的なものに関しては抽出をしないといけないっていうことで、今、企画財政課のほうでやっています。その中の上位5者というのも、その抽出をしてもらうようにしていますんで、企画財政課だけではなくて、全課にまたがって出してもらうような形になりますんで、資料の作成自体の日数はどれぐらいかかるものかということをお話をして、これぐらいの日数は必要ですということで、7月4日までにはということになったという流れです。

それで、この質問を出すときに、どれぐらいで返ってくるのかということも、そこで、例えば、これを総務課に出すのか、企画財政課に出すのかという形になるかと思うんですけど、そこである程度の日数を聞くしかないのかなというふうに思います。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。そこもおっしゃるとおり、どれぐらいかかかって、業務に支障を来してもいけませんし、担当課と相談するのはやむを得ないと思うんですけど。そうすると、今の池亀委員がおっしゃった、この質問をまず先に知りたいっていても、この内容も二、三日で出せるような内容ではないと私は思うんで。やっぱり、もう同時進行でやるしかないと思うんですけど、どうですか。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 今の宗委員の意見で結構ですけど、一応、求めるだけ求めておいていただいて、当然間に合わないと思いますので、間に合う範囲で文書での回答も求めたいなと。

○委員長（武道 修司君） はい。今、池亀委員のほうからありました、吉元委員から今日提案のあった質問の大きい1、2ですね。1番については5つの質問、2番については5つの質問。この10個の質問について、執行部のほうに質問を出したいと思います。もう回答いただいた段階で、また皆さんに報告すると。

日にちは、これちょっと、内容的にかかるのかなというふうに思いますが、もう1か月も2か月もかかるような話じゃないんで、早急にということをお願いをしたいというふうに思います。緊急でっていうことよりも、早急でということをお願いをしたいというふうに思いますので。よろしいですかね。

○委員（14番 池亀 豊君） はい。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） この、今、池亀委員が言った、1と2の10項目ですかね。そんなに時間がかかる項目ではないと思うんですよ。

○委員長（武道 修司君） そう、めちゃめちゃかからない。

○委員（5番 工藤 久司君） もう本当言ったら、これなぜっていう問題なので。そんなに時間

かからないので、すぐそれなりの答えっていうのは、やっぱり出てくるのではないかなと思うんですね。

ですから、4日の時点で、もう出てくるのはほとんどではないかなと思うんですね。それを池亀委員が言ったように、併せて検討して次の段階に行くっていうのは、そんなに難しくないのではないかなと思うので。

○委員長（武道 修司君） はい。ただ、先ほど事務局長が言ったように、うちもこの質問を出すための、まず元の資料を作ります。その決裁を議長にもらいます。議長が決裁をしたものを、今度は執行部に出します。執行部に出して、担当者が受付をする。町長が決裁をする。それを担当者が作ります。作ったものを、またそこで、これでいいですかっていう決裁をもらって渡してくるということになるんで、事務手続上の日数は、もう最低かかる。そして、調査っていうか、これを作る日にちがプラスアルファになってくるんで、二、三日というのは、ちょっと厳しい状況になるかと思います。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） もうはっきり言うと、この百条委員会を開いて、吉元委員が各課にこれだけの資料を要求しているわけですから、課長さん以下、担当課は何らかの覚悟というか準備はしていると思うんですね。ですから、そこは、もうこの委員会ができた時点で、きちっとした回答を各課で、課長を含めて検討しているかもしれませんし、どんな質問が来るんだろうかという部分の、やはり構えていうのはできているのではないかなと思うので。

事務的な手続はかかるんでしょうけど、本当に前向きに進めるためには、そこは、もう担当課、町長含めて担当課に、そのあたりの流れというのを、もう各課に周知をしとってこれっていうことのお願いは、しておいていただきたいなと思います。

○委員長（武道 修司君） はい。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なら、そのような形で、まず、この2つの質問、10項目の質問については、局長、準備をして質問をするようにお願いしたいというように思います。

今回は、7月4日10時から開催いたします。内容については、先ほどお話ししたように、財務会計の関係で、間に合えば上下水道課の担当者にお話を聞くという形で進めていきたいと思えます。あとは、それと並行して、皆さんのほうから問題点を挙げてください。

あとは、イレギュラーな部分というのも出てくるかと思えます。その部分については、もう副委員長と私のほうに、ある程度その調整をさせていただいて、当然、皆さんには報告はしますんで、もうどんどん進めていくような手はずを取りたいと思えますんで、よろしくお願いをいたします。

それと、次回開催については、公開をするのか、しないのかっていう確認をしないといけないんで。次回はどういうふうにしましょうか。公開をしますか、しませんか。会議の公開。田原

委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 傍聴者の、初めに多分、説明していなかったと思うんですが、録音とかは可能なんですかね。傍聴者の方が録音するとかというのは。いや、しているとかいう問題じゃないんですよ。そういうのを、開催前に基本を説明してもらって。係のとか、係長とか、補佐とか、課長とかを多分、説明に呼びますよね。そのときに、職員の方が傍聴とか、そういう制限も、ちょっと設けとかないといけないのかなというふうに思うんですが。

○委員長（武道 修司君） 傍聴の関係は、議会の会議規則がありますんで、会議規則にのっとって、傍聴の方はそのような対応をお願いをするような形になるかと思います。当然、服装の関係もそうだろうし、録音とかビデオ撮影とかそういうものは、全て駄目です。そういうふうにもう、うちの議会の会議規則でそのように、傍聴規則がそういうようになっていますんで。（発言する者あり）紙を置いちょうやろ。（発言する者あり）傍聴の紙を置いちょうやろ。受付のところに置いちょうよね、紙が。受付のときに置いとるよね、その傍聴の。本会議場と同じように。置いていないですか。（発言する者あり）ああ、確認してください。貼っていなければ、傍聴規定っちゃうか、それを適用になりますんで。その対応を事務局、よろしくお願いします。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、公開、非公開の話題が出て、これ非常に重要なことだと思うんで発言させていただきます。

非公開っていうのは、いわゆる秘密会っていうことに該当すると思うんですが、局長、築上町議会の会議規則で秘密会にする場合のルールを教えてください。

○委員長（武道 修司君） 桑野事務局長。

○事務局長（桑野 智君） 今ちょっと、例規集のほうを手持ちにしていないので、把握できていませんので。すみません、確認しておきます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私、うろ覚えなんで、ちょっと確認してもらいたかったんですけど。秘密会にする場合は、この委員会で秘密会にするか、しないかを議題にして、過半数だったか、3分の2以上の特別議決だったか忘れちゃったんですけど、ここで個別に決めるべきことだと思うんですよ。

ですから、その手続はきちんとやっていただかないと、何かこっそり秘密にしているようなんだと疑念を招くんで、まずいと思いますし。

ちょっと、あえて申し上げると、今回は、原則公開の情報に基づいて、契約案件について、しかも、相手は個人ではなくて業者さんですから、ほとんど非公開になる余地は、私自身はないだろうと思っているんですけど。特別な事情があつて、非公開、秘密会にすべきことがあれば、個別にその理由を示していただいて、ここで議決を採って、秘密会にするのが適切かと思うんです

けど。皆さん、いかがでしょうか。（「特別な議会の請求ではないと思います」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） ちょっと私が今日聞いたのはっていうか、毎回、これやっぱり聞いて、それをやらないと、傍聴を受けるか、受けないかという問題となりますんで、皆さんにお聞きしています。

今回は、職員の担当者も呼びますんで、その関係があるんで、公開、非公開、どちらがいいのかっていう部分で、ちょっと皆さんに御意見をお聞きしているような状況です。あくまで、この委員会でそこを決めないと、私の一存で勝手に決めるっちゅうわけにはいかないんで。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 職員を呼ぶ場合に関しては、もう公開でもいいと思うし、今後、証人とか証言する方が、恐らく出席することになると思います。そのときは保護するためにも、非公開でしたほうがいいんじゃないかというふうに私は思います。

だから、事前に傍聴者の方の、いついつ百条委員会がありますよというふうに説明はするんですが、もしかしたら、急遽、当日傍聴できない場合も出てくると思うので。だから、一般的には、基本、公開というふうでいいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。

○副委員長（宗 裕君） 了解しました。

○委員長（武道 修司君） 次回の、そしたら、7月4日の百条委員会、特定業者との随意契約に関する調査特別委員会に関しては、傍聴を許可するという事で進めていきたいと思います。

そのほか、皆さんのほうから何かありますか。いいですかね。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） あとはもう、何かありますときは遠慮なく言ってください。もう、委員会開催前っていうか、開催っちゅう形じゃなくても、事務手続という形で処理を進めていくことも出てくるんじゃないかというふうに思いますんで、よろしく願いをいたします。

それでは、以上をもちまして特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時46分閉会

---